

## 令和7年12月定例会議 森谷 公昭議員 反対討論

### 【議案第96号】

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

私は、議案第96号浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論いたします。

これは、議員のボーナス部分について、2.5%引き上げるというものです。この制度の扱い方と行政の姿勢の点で問題があるために反対いたします。

人事院勧告は国家公務員を対象とする制度であり、地方公務員に対して、法的拘束力はありません。地方公務員は、地方公務員法に基づき、人事院勧告を参考にすることは可能です。

しかし、議員は地方公務員ではありません。特別職というものです。人事院勧告を議員報酬に当然の前提として適用する根拠はありません。それにもかかわらず、今回の条例改正では、一般職、市長など、そして、議員報酬が、引き上げられています。これは参考にするというレベルではなく、人事院勧告とセットになっていると言わざるをえません。議員報酬を引き上げるのであれば、なぜ今なのか、なぜ2.5%なのか。議員報酬独自の説明が必要です。しかし、その説明はされておりません。

分かりやすくするために、例を挙げて説明します。今言ったのは義務ではないのに関係のない議員報酬を変更した例です。次の例は義務なのに、義務ではないと無視した例です。これは重大な違反があったにもかかわらず、懲戒免職になる前に退職を認め、退職金が支給されました。しかし、人事院勧告では禁止されており、処分まで待つことになっております。人事院規則通りでなくとも、適正に処理されると、こういうふうに副市長は説明してきました。矛盾した説明だと思います。7年前の飲酒運転の事例です。一方今回は、人事院勧告を議員報酬引上げを当然の根拠であるかのように用いております。都合によって、人事院規則、人事院勧告の取扱いを使い分ける。このような感じで、議員報酬を引き上げることには、市民の理解は得られないと考えます。

以上の理由から、議案第96号について、制度の一貫性と説明責任の観点から反対いたします。